

## 議案第16号

### 北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、子育て世代への経済的支援を行うこと及び子どもの福祉の増進を図ることに伴い、所得にかかわらず子ども医療費の保険診療分自己負担額の全額を支給するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

子ども医療費の受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 子ども（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。）
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により婚姻によって成年に達したとみなされる子ども

第4条第2項中「次の各号のいずれかに該当する子どもの保護者は」を「就学児等（子どものうち未就学児（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）以外の者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項第1号中「就学児（子どものうち未就学児（子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）以外の者をいう。以下同じ。）のうち」を削り、同項第2号中「就学児のうち」を削る。

第8条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第9条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北名古屋市医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行われた医療に関する支給について適用し、同日前に行われた医療に関する

支給については、なお従前の例による。

- 3 施行日前になされた改正前の北名古屋市医療費支給条例第7条第1項に規定する申請は、改正後の条例第7条第1項の規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 4 改正後の条例第7条第1項の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。